

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
令和4年6月16日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100221号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2200018号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月18日及び同年12月5日の標準賞与額を37万5,000円、平成16年7月16日の標準賞与額を34万1,000円、同年12月3日の標準賞与額を40万7,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月

請求期間①から④までにおいて、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと思うが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①から④までの標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、B銀行C支店から提出された請求者に係る預金取引明細表並びにA社の複数の同僚から提出された賞与明細書(写)及び預金通帳(写)から判断すると、請求者は当該期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から④までの賞与支払年月日については、上記の請求者に係る預金取引明

細表並びに同僚の賞与明細書（写）及び預金通帳（写）から、請求期間①は平成15年7月18日、請求期間②は同年12月5日、請求期間③は平成16年7月16日、請求期間④は同年12月3日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までの標準賞与額については、上記の請求者に係る預金取引明細表及び同僚の賞与明細書（写）により推認できる賞与支払額から、請求期間①及び②は37万5,000円、請求期間③は34万1,000円、請求期間④は40万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成18年7月13日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主からは、平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2100222 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2200019 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 15 年 7 月 18 日の標準賞与額を 25 万円、同年 12 月 5 日の標準賞与額を 29 万 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 7 月 18 日及び同年 12 月 5 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 7 月 18 日及び同年 12 月 5 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 7 月
② 平成 15 年 12 月

請求期間①及び②において、A 社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと思うが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①及び②について、B 銀行 C 支店から提出された請求者に係る預金取引明細表並びに A 社の複数の同僚から提出された賞与明細書 (写) 及び預金通帳 (写) から判断すると、請求者は当該期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間①及び②の賞与支払年月日については、上記の請求者に係る預金取引明細表並びに同僚の賞与明細書 (写) 及び預金通帳 (写) から、請求期間①は平成 15 年 7 月 18 日、請求期間②は同年 12 月 5 日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②の標準賞与額については、上記の請求者に係る預金取引明細表及び同僚の賞与明細書（写）により推認できる賞与支払額から、請求期間①は 25 万円、請求期間②は 29 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成 18 年 7 月 13 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主からは、平成 15 年 7 月 18 日及び同年 12 月 5 日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100184号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第2200003号

第1 結論

昭和56年*月から昭和61年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年*月から昭和61年1月まで

国民年金の加入手続を行った時期及び場所は覚えていないが、請求期間の国民年金保険料については、未納であった保険料を納付するよう督促のような文書がきたので、文書に記載された連絡先に電話をしたところ、理由は覚えていないが、1度では納められないので2度に分けて納めるようにと説明を受けたため、A社のフランチャイズとして独立した頃に、B市役所の窓口で請求期間の国民年金保険料を2度に分けて納付した。年金記録では請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっているので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社のフランチャイズとして独立した頃に、請求期間の国民年金保険料を2度に分けて納付したと主張しているが、国民年金の加入手続時期及び場所並びに納付したとする保険料の金額について、明確な陳述が得られないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号(*)に係る加入手続時期は、当該手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の資格記録等から、昭和62年3月頃と推認され、当該手帳記号番号による資格取得は同年2月21日として加入手続が行われており、請求者が同日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、当該手帳記号番号において、請求期間は、国民年金に未加入であり、請求者は、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果において、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100219号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2200017号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年12月22日
② 平成24年6月

A社において、請求期間①及び②に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録がない。

請求期間①については、賞与の振込が確認できる預金通帳を提出するので、調査の上、請求期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、オンライン記録によると、請求者の平成23年*月*日から平成24年*月*日までの期間は、事業主から厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料の徴収免除の申出が行われていることが確認できることから、当該規定には育児休業期間中の厚生年金保険料の徴収は行われたい旨定められている。

事業主は、賃金台帳の保管はないが、パート社員で、賞与支給日に育児休業を取得している者に対しては賞与を支給しないこととしており、当時の記録によると、請求者はパート社員であり、平成23年*月*日から平成24年*月*日まで産前産後休暇及び育児休業を取得していることが確認できることから、平成23年12月賞与の支給日である同年*月*日に育児休業を取得中であった請求者に当該賞与は支給していない旨回答及び陳述している。

また、A社が加入するB健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳(写)によると、請求者の請求期間①に係る賞与の記録はない。

さらに、請求者は、預金通帳により確認できる平成23年12月22日のA社からの振込は賞与である旨主張しているところ、事業主は、賞与は全員同一日に支給しており、平成23年12月賞与の振込日は同年*月*日である旨回答及び陳述している上、請求者から提出された預金通帳(写)によると、事業主が回答及び陳述している当該賞与振込日において、同社からの振

込は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①において、賞与の支払を受けていたと認めることはできない。

- 2 請求期間②について、事業主は、賃金台帳の保管はないが、パート社員で、賞与に係る評価算定期間において、産前産後休暇及び育児休業を取得している者に対しては賞与を支給しないこととしており、当時の記録によると、請求者はパート社員であり、平成24年6月賞与に係る評価算定期間である平成23年*月*日から平成24年*月*日までの期間においては、上記1のとおり、産前産後休暇及び育児休業を取得中であったことが確認できることから、請求者に当該賞与は支給しておらず、厚生年金保険料も控除していない旨回答及び陳述している。

また、A社が加入するB健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳(写)によると、請求者の請求期間②に係る賞与の記録はない。

さらに、事業主は、平成24年6月賞与の振込日は同年6月8日である旨回答及び陳述しているところ、金融機関から提出された請求者に係る普通元帳によると、事業主が回答及び陳述している当該賞与振込日において、A社からの振込は確認できない。

このほか、請求者は、請求期間②に係る賞与の支払額等を確認できる賞与明細書等の資料を所持していない上、請求者の当該期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。